

被扶養者の認定要件とは？

短期給付係
(082) 513-4957

1 被扶養者とは

組合員の収入によって生活している家族は「被扶養者」として、共済組合の給付を受けることができます。共済組合の被扶養者は、家族なら誰でもなれるというのではなく、法律などで決まっている一定の認定要件を満たすことが必要です。

2 被扶養者の範囲

被扶養者と認められるのは、原則として国内に居住する者（※1）で、次の①又は②のいずれかに該当し、「主として組合員の収入により生計を維持している者」です。

① 組合員の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

又は

② ①以外の人で、三親等以内の親族
＜例＞伯（叔）父、伯（叔）母、
配偶者の父母、配偶者の子

同居・別居（※2）は問いません。

同居が条件になります。

※1 外国に赴任する組合員に同行する家族等例外を除く。

※2 別居の場合は、基準額以上を**送金**していることが必要です（14頁参照）。

3 生計維持関係

(1) 生計維持関係の認定

次の（1）～（5）のような場合は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」には該当しないため、被扶養者にはなれません。

- （1） 認定を受けようとする者について、組合員以外の者が、給与条例の規定に基づく扶養手当又はそれに相当する手当を受けている場合
- （2） 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、**社会通念上その組合員が主たる扶養者でないとき**（例：子を共同で扶養している場合、組合員の収入が配偶者より少ないとき）
- （3） 年間（12か月の累計）**130万円以上**の恒常的な収入（※）がある場合
（障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は、年間**180万円以上**）

※ 恒常的な収入とは、**認定申告時以後将来に向かっての1年間の恒常的な収入見込み額の総額**をいいます。退職金、不動産売却代金等の一時的な収入は含みません。

※ アルバイト等で、勤務条件説明書等がなく月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは**4か月目の初日**に、又は12か月の累計が130万円以上になったときは**超過した月の初日**に認定の取消となります。

※ 所得税法上非課税となる収入も含まれます。

【収入の例】

給与、通勤手当、パート・アルバイト等の収入、賞与、公的年金（老齢年金・遺族年金・障害年金等）、企業年金、個人年金、傷病手当金、資産収入（地代・家賃・配当等）、営業・農業等の事業所得、株式譲渡収入 等

- （4） 雇用保険の失業給付を受給中の場合、その日額が**3,612円以上**のとき
- （5） 認定を受けようとする者（父母等）に配偶者がいる場合、両方の収入合計額が**限度額以上**のとき

【被扶養者に株等の譲渡収入がある場合】

- ① 株等の「等」とは…
株式の他に、債券、投資信託、FX、先物取引などが該当します。ちなみに不動産は対象外です。
- ② 被扶養者における株等の譲渡収入とは…
 $\text{譲渡収入} = (\text{譲渡価額} - \text{取得価額})$ です。売却手数料は差し引きません。
- ③ 株等の譲渡収入のある被扶養者の認定について
株等の譲渡収入については、事業所得者と同様、年間で判断することとし、譲渡収入が認定基準年額を超過した場合、被扶養者としての要件を欠くこととなります。
また、取消日及び再認定日についても、事業所得者と同様に、確定申告を行った日となります。
- ④ 株等の譲渡収入の確認方法
株等の譲渡収入については、**確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるもの**を提出していただき、収入確認を行います。
- ⑤ 新規認定対象者が株等を保有している場合について
新規の被扶養者認定対象者が株等を保有している場合は、**認定しようとする前年の譲渡収入**により、認定の可否を判断します。
- ⑥ 株等の譲渡収入が認定基準年額を超過したため、被扶養者としての要件を欠いた者を再認定する場合について
認定基準年額を超過して以降、1年間で認定基準年額を超過しなかった場合、再認定できます（事業所得者と同様の取扱い。）。
- ⑦ 保有している株等を全て譲渡した場合について
保有している株等を全て譲渡した場合は、**一時的な所得**とみなし、全て譲渡した日以降は株等に係る収入についてはないものとして取り扱います。
ただし、**全ての株等を譲渡することが、1年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とはみなしません。**
- ⑧ 株等を保有し続けている場合の譲渡収入について
株等を保有し続けている間に譲渡収入が発生する場合は、その取引回数に関係なく被扶養者の収入とします。
- ⑨ 他の所得との通算について
株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、当該被扶養者に他の所得があった場合は、事業所得者と同様に、株等の譲渡収入については0（ゼロ）として通算します。
- ⑩ 繰越損失の取扱いについて
株等の譲渡収入などで損失があり、**翌年度以降に繰越できる損失については、考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断します。**
- ⑪ 特定口座で源泉徴収ありを選択し株等を取引する場合（本人の確定申告が不要）について
特定口座で源泉徴収ありを選択し、株等を取引する場合は、翌年1月に各証券会社等から発行される「**特定口座年間取引報告書**」により収入確認します。なお、対象者が特定口座のみで取引を行っており、株等の譲渡収入が年間基準額を超えることが判明した場合の認定取消日は、当該特定口座年間取引報告書を受領した日となります。

(2) 扶養親族との要件の違い

次の表は「共済組合の被扶養者」と「扶養手当における扶養親族」の認定における要件の一部です。例えば、不安定収入者の場合は、「共済組合の被扶養者」では、4か月連続して月額108,334円以上支給された時、4か月目の初日で認定取消となりますが、「扶養手当における扶養親族」では、3か月の平均で判定するなど、要件が異なりますので、注意が必要です。

| | | 共済組合の被扶養者 | 扶養手当における扶養親族 【広島県条例の場合】 |
|-------|----------|--|---|
| 続柄 | | 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 3親等以内の親族 | 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む） 子・孫・父母・弟妹・祖父母 心身に著しい障害がある者 |
| 年齢 | | 75歳未満 | 配偶者…年齢制限なし 子、孫及び弟妹…22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 父母及び祖父母…60歳以上 心身に著しい障害がある者…年齢制限なし |
| 同居・別居 | | 配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を除く親族は、組合員と同居していること | 同居・別居を問わない |
| 収入限度額 | 固定収入 | 向こう1年間（12か月）130万円未満 ※1 | 向こう1年間（12か月）130万1千円未満 |
| | ※2 月額 | 108,334円未満（4か月以上雇用される場合） ※1 | 108,417円未満 |
| | 日額 | 3,612円未満 ※1 | 3,614円未満 |
| | 不安定収入 | 4か月連続で月額108,334円以上支給された場合、4か月目の初日で取消し | 3か月の平均が108,417円以上の場合、翌月から取消し |
| 賞与 | | 支給額を12で除して、支給日以降の各月に加算 | 同左 |
| 通勤手当 | | 支給額の全額を収入に含める | 非課税部分は収入に含めない |

※1 障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の収入限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満になります。

※2 共済組合の被扶養者では、勤務条件説明書等により見込額が計算できる場合（非常勤講師等）は、固定収入として判定します。

(3) 共同扶養義務者がいる場合

被扶養者として認定しようとする人に組合員以外の扶養義務者がいる場合には、扶養義務者の収入額、同居別居の別、扶養の実態等を総合的に判定します。

○ 夫婦共同扶養の場合

- ① 原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い人の被扶養者とします。
- ② 被扶養者とすべき人の人数にかかわらず、被扶養者を分けて認定することはできません。
- ③ 組合員以外の者に扶養手当又はそれに相当する手当が支給されるときは、被扶養者として認定することはできません。
- ④ ③に相当しない場合で、組合員より配偶者の収入が多いときは、双方の年間収入が同程度（収入の差額が、年間収入額が多い方のその額に対して1割以内）であるときに限り、組合員の被扶養者として認定できます。

(4) 別居している親族がいる場合

配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を被扶養者として認定する場合

具体的な基準は

- ① 認定対象者の全収入額に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上の額であること。
- ② 他の者と共同で扶養している場合は、組合員の送金額が一番多いこと。

ここでいう全収入額とは…

$$\text{全収入額} = \text{認定対象者自身の収入} + \text{組合員の送金額} + \text{他の扶養者の送金額}$$

例えば、認定対象者の収入100万円、組合員の送金額60万円、他の者の援助額50万円の場合

$$\begin{aligned} \text{全収入額} &= 100\text{万円} + 60\text{万円} + 50\text{万円} = 210\text{万円} \\ 210\text{万円} \div 3 &= 70\text{万円} > 60\text{万円} (\text{組合員の送金額}) \end{aligned}$$

となり、組合員が主たる生計維持者とはいえないので、認定できません。

以下の場合は同居に準じて取扱います。

- ① 組合員の転勤等やむを得ない事由により、同居する意志がありながら別居を余儀なくされる場合。
- ② 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設に入所している場合。
- ③ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している場合。
- ④ 施設の性格、入所する人の状態等に照らし、個別具体的な事例に即して、一時的な別居であると認められる場合。

○ 送金の確認について

別居の被扶養者を認定するには、組合員が対象者に生計費を「送金」していることが前提です。

送金については、原則手渡しを認めておりません。組合員名義で送金を行い、受取人も該当の被扶養者本人名義でなければなりません。また、振込金（兼）受取書、預金通帳の写し等、送金を確認できる書類を必ず残しておいてください。